

第4回総務教育民生常任委員会

令和4年12月15日（木）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 第1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について
- (2) 議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- (3) 議第100号 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議第101号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議第102号 下呂市職員の降給に関する条例について
- (6) 議第103号 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- (7) 議第104号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- (8) 議第105号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- (9) 議第106号 下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- (10) 議第107号 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- (11) 議第108号 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- (12) 議第109号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- (13) 議第110号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- (14) 議第111号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- (15) 議第112号 下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- (16) 議第113号 下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- (17) 議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- (18) 議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について

出席委員（7名）

委員長	森	哲	士	副委員長	鷺	見	昌	己	
委員	飯	塚	英	夫	委員	尾	里	集	務
委員	田	中	副	武	委員	中	島	新	吾
委員	中	島	達	也					

欠席委員（なし）

委員外議員

議長	今	井	政	良	議員	田	口	琢	弥	
議員	田	中	喜	登	議員	中	島	ゆ	き	子
議員	一	木	良	一	議員	吾	郷	孝	枝	

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山	内	登	副市長	田	口	広	宣	
教育長	細	田	芳	充	まちづくり推進部長	田	谷	諭	志
財務課長	小	澤	和	博	まちづくり推進課長	熊	崎	浩	
地域振興部長	小	池	雅	之	地域振興課長	細	江	隆	義
総務部長	今	瀬	成	行	総務課長	佐	伯	克	典
秘書広報課長	小	林	哲		市民保健部長	森	本	千	恵
市民サービス課長	山	中	明	美	健康医療課長	亀	山	嘉	人
福祉部長	野	村	穰		こども家庭課長	二	村	卓	良
高齢福祉課長	竹	田	太		環境水道部長	田	口	昇	
環境水道部次長	今	村	正	直	消防長	遠	藤	英	幸
消防総務課長	森	政	仁		教育委員会事務局長	田	代	浩	式
教育総務課長	林	雅	人		学校教育課長	北	條	裕	也

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今	井	満	議会総務課長	熊	崎	賀	代	子
--------	---	---	---	--------	---	---	---	---	---

○委員長（森 哲士君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまから総務教育民生常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で、定足数に達しており委員会は成立しております。

なお、2番議員、5番議員、7番議員、11番議員、12番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは市長、御挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。

今日も常任委員会ということで、ひとつよろしくをお願いいたします。

付託案件たくさんございますが、主なものは職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備です。その辺りは端的に、簡略とは言いませんが、同じようなことが続きますので、説明もちょっと配慮して説明をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても2年に1歳ずつ、令和13年までには65歳に定年になるということで、市役所の中の働き方改革とあと市役所内のDX、これも令和13年までかけて順次進めていくということで、今積極的に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく御審査をお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

ありがとうございました。

それでは続きまして、議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（今井政良君）

改めまして、おはようございます。御苦労さまです。

2日間にわたり一般質問、ありがとうございました。また、本日から2日間常任委員会ということでよろしくお願いします。

今日は18件の付託案件でありますので、慎重に審査していただきますようよろしくお願いします。

なお、明日なんですけれども、県庁の竣工式がありますけれども、副議長に代理出席させていただきますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（森 哲士君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回を目途といたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではございません。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔明瞭にお願いをいたします。

なお、当委員会の採決は、全て付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いをいたします。

本日の付託審査は、令和4年第6回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第98号から議第113号までの16議案と、議第115号及び議第119号の合わせて18議案について審査を行います。

委員及び執行部の皆さんには円滑な進行となりますよう、御協力をお願いいたします。

それでは提案説明としまして、議第98号 下呂市飛驒川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○健康医療課長（亀山嘉人君）

議案書の119ページをお開きください。

議第98号 下呂市飛驒川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について。

提案理由、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。令和4年11月30日提出。

1. 施設の名称、下呂市飛驒川温泉しみずの湯。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町四美1426番地1、株式会社ホリスティック南飛驒、代表取締役 益子一穂。

3. 指定の期間、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

お手元の委員会資料1ページをお願いいたします。

4. 指定管理者の募集方法でございます。

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書に基づき、特定指名による選定といたしました。

なお、お手元でございます資料には、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定事務等に関する条例となっておりますが、正しくは指定手続等に関する条例でございます。大変申し訳ございませんでした。おわびさせていただくとともに、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

5でございます。

指定管理者の選定理由でございますが、平成15年に岐阜県が推進する南飛驒国際健康保養地構想の中核施設として四美地区が選定を受け、南飛驒健康増進センターの整備が開始されました。そのうち温泉を活用した健康づくりの部分について、旧萩原町が施設整備を担うこととなりました。これが現在の飛驒川温泉しみずの湯です。この施設の運営のために旧萩原町と地域の方々の出資により設立された会社が株式会社ホリスティック南飛驒で、下呂市が筆頭株主となっていることから、市の施設として設置目的を果たす上で最も適した会社であることから特定指名といたしました。

2ページをお願いいたします。

6. 施設の概要につきまして掲載をさせていただいております。大変申し訳ございません。御確認のほどよろしくをお願いいたします。

7. 現状でございます。

近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用者の減少、また今年度は原油高騰の影響も重なり経営が一時的に厳しい状況となっております。お風呂やプールの利用者は少し回復傾向にありますが、宴会やレストランの利用者は回復が見込めず、来年度以降も引き続き厳しい経営状況となる見込みとなっております。そのため、今後は利用促進を図る取組の強化、さらなる経費削減、また新規事業を導入するなどにより収益の向上を目指し、経営の立て直しを図っていく必要があります。

新型コロナや原油高騰など先行きの見通しが立たないことから、社会情勢に左右されることを踏まえ、指定管理期間を2年とし、運営収支の状況を注視していきたいと考えております。

8. 参考といたしまして、飛騨川温泉しみずの湯の利用者の推移を掲載させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

以上で御説明を終わります。御審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

それでは、質疑に入ります。

議第98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

○委員（中島達也君）

おはようございます。

この施設は前の市政というか、山内市長がなられる前の体制の中で譲渡民営化ということ、自分としてはとにかく拙速にやろうというようなことで、一回この益子社長にもお会いしているいろいろお聞きしたんですが、とても無理やというようなことでお聞きして、何度か地元の議員の皆さんともお話しさせていただいたことがあるんですが、要は先ほど筆頭株主と、第三セクターみたいなような状況の経営だと思いますが、まずこの経営状態、決算状況がどうなっておるかという資料を出していただきたかったということですね。特にコロナ禍の中で、ここはどちらかというとオール電化みたいな施設になっておりまして、相当高騰で電気料も高くなっていると思うんです。

益子さんという方は大変前向きな方で、立派な経営者だと思いますが、一時コロナのいろいろ支援もされたというふうに記憶をしておりますけれども、指定されることは全然反対するものではありませんけど、確かに利用数を見ても、健康志向の方がまた戻ってきているということで大変ありがたいと思っておりますが、特に来年度、大体1,500万ぐらいの指定管理料を出されておられると思うんですが、今度新年度予算にはもちろん入ってくると思うんですけど、やっぱり今コロナ禍で大変な状況があるもんで、その辺も加味しながら指定管理料も考えていっていただきたいというふうに思います。

特に南飛驒健康保養地、県の施設とタイアップするには大事な施設ですので、市としても積極的に経営支援というものをやっていていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○健康医療課長（亀山嘉人君）

先ほど御質問のごさいました、まず決算状況の資料につきましてでございますが、こちらのほう、また改めまして提出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、指定管理料につきましてですが、今年度の補正予算の付託案件にもあります予算書の8ページのほうに債務負担行為の補正を上げさせていただいております。今回、指定を受けさせていただきますと契約行為等が始まってまいりますので、来年度、再来年度の負担行為でございますが、今の指定管理料を上げさせていただいております。委員のおっしゃられるように1,500万ほどの基準的な指定管理料に対しまして、電気代高騰分を今回ちょっと見込んでおりますので、その部分、2年分を乗せた形で上がっておりますので、その支援といいますか、電気代高騰分は市のほうでも支援する方向で今計上しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○市長（山内 登君）

公の施設の見直しの中で譲渡民営化の中に入っておったということは重々承知しておりまして、いずれにしてもこのコロナ禍の中で、やっぱりちょっと状況をしっかり見定めないと、今ちょっと特異な時代に入っていますので、この間だけはぜひとも御容赦していただいて、我々しっかりと支援をしていきたい。地元の方の本当に憩いの場所でもありますし、健康づくりの場所でもありますので、金山もそうなんですけど、建物自体を潰してしまうとか、駄目なら駄目でなくしてしまうということだけは避けたいということで、ちょっとお時間をいただきたいということだけお願ひをしていきます。

その上で、経営がよくなって本当にまた右肩上がりになってくれば、譲渡民営化は全くやぶさかではないと思っておりますし、そういうお話もまたしていく必要があるんだというふうに思っています。

特に南飛驒健康保養地の今後の使い方によっては、今例えば下呂温泉病院でクアオルトを使ったコースですか、山を歩いたり、川を歩いたり、いろんなことをしながらというクアオルトの制度。今民間企業が認定制度をやっております、その認定を取ると、美濃加茂市さんも去年取られたんですが、結構な補助金も出していただけるということでいろいろ整備ができる。まさしくこの南飛驒健康保養地しみずの湯は、ここにも書いてございますとおり、温泉を活用した健康づくりがテーマになっておりますので、そういう活用方法でお客さんがしっかり入っていただいて観光客も入っていただければ、本当に将来、譲渡民営化できるような経営状態になることを我々も目指して頑張っていきますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員（中島達也君）

ありがとうございました。

そういうことでしっかり支援して、保健衛生施設というんですかね。観光の面もありますが、

やっぱり市民の健康づくりというところをしっかりと置いていただいております。
以上です。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（飯塚英夫君）

おはようございます。

私のほうから2点ほどお尋ねをいたします。

このしみずの湯であります。先ほども話がありましたオール電化の施設ということで、先ほど停電騒ぎがあったのは記憶に新しいところなんですけれども、そういった場合のバックアップ施設と申しますか、補助電源、バッテリー、あれだけの施設の蓄電池という大変な施設になるかと思っております。さらに再生可能エネルギー等々への備えと申しますか、そういった話題とか、そういう方向性はあるのかないのかをお尋ねします。

それともう一点ですが、こういう御時世で宴会やレストランの利用が大変減っておるとことで、宴会場が立派な施設があるんですが、ほとんど遊んでおるような状態で活用されていないと。目的外使用ではございませんけれども、一時的な福祉関連事業への転換等は可能なのか。そういった申出があった場合の対応とか、そういったことをちょっとお尋ねいたしますが、よろしくお願ひします。

○健康医療課長（亀山嘉人君）

まずオール電化の施設でございます。確かに先般停電がありました際には、バックアップ施設がございませんでしたので、ちょっとお客様には一時的には休館状態という形でお断りをしておりました。ただ、今この施設も20年以上たってきた施設で、大きなヒートポンプだとか、いろいろ今後更新の時期を迎えてまいります。この時期に踏まえて、一応今後再生可能エネルギー等も踏まえた上での更新をしないといけないというふうで、まだ具体的な計画は立てておりませんが、先般のこの選定委員会の中でもそのような御意見をいただいておりますので、検討はしてまいりたいということで思っております。

続きまして、宴会場の活用等々につきましてですが、今御質問がありましたように、今回この会社さんのほうで提案されていただいている中で、宴会がやっぱり使えないということから、福祉事業といたしまして、介護保険の事業になりますけれども、今の通所型Aという形の事業参入を考えている状況でございます。

こちらのほう、市の許可だけでできるというようなことですし、そのしみず庵を利用するに当たりますとも、一時的な利用というところで可能ではないかというふうに今考えております。こちらのほうを行いながら、ただ、宴会の需要が高まってきたら、またその際にはちょっと場所を変えるなり、また検討しないといけないかということで今議論をしている最中でございますが、経営状況も考えますと、喫緊に対応していきたいということで今調整をしておる次第でございますので、お願いいたします。

○委員（飯塚英夫君）

ありがとうございます。

それともう一点、関連といいますか、ちょっと対象ではないかもしれませんが、県の管理しております健康増進センターとの絡みは、少しは前進しましたでしょうか。その辺の進捗をもし分かればお聞かせください。

○副市長（田口広宣君）

おはようございます。

県のほうとは交渉を始めているところですが、いろんな使い方があるのかなというところで、基本的には健康というキーワードを外すことはできませんので、健康というキーワードを使ってのいろいろな活用方法というのがあると思っております。

例えばあそこのバンガローなんかですと、どうしても職員がいないと貸出しができないというようなことでかなり制約があるんですけれども、それが下呂市の指定管理でできるということであれば、それをもっと柔軟に使っていくこともできますし、またいろいろと可能性を秘めているところですし、いろんなところの方にも見ていただいたり、また地元の方とも協議しながら、何とかあそこを活用したいということで進めておりますので、ただ、具体的に今どこまで進んでいるというほど進んではいませんが、協議中というところでございます。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、議第98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について提案説明をお願いいたします。

○高齢福祉課長（竹田 太君）

議案書の121ページをお願いいたします。

議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

提案理由、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。令和4年11月30日提出。

施設の名称、やすらぎセンター四美。

指定管理者となる団体の名称、下呂市萩原町萩原875番地の2、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会、会長 大前一廣。

3. 指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

続きまして、委員会資料の3ページをお願いいたします。

数字の1番から3番までにつきましては、議案と同様ですので説明を省略させていただきます。

4番、指定管理者の募集の方法につきましては、掲載の条例及び条例施行規則に基づきまして、

特定指名という形で取扱いをさせていただいております。

5番、指定管理者選定理由といたしまして、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会は、平成27年度の介護保険制度の改正以後、運営環境は厳しい状況とはなっていますが、そのような中でも介護保険制度創設当時から下呂市の在宅介護の担い手として地域に根づいた介護保険事業を実施しています。

下呂市の地形が広大であり、送迎などの効率が悪く、かつ介護報酬の単価も低く採算性が低いなど不利な条件下でありながら、下呂市社会福祉協議会はサービス水準を維持しながら、施設の管理運営を行っていただいております。

これまで令和5年度からのデイサービスセンターの再編も併せて、当該施設の譲渡民営化を目指し社会福祉協議会と協議を進めていましたが、昨今の燃料費等の高騰や職員の確保が困難となっている状況下で、デイサービスセンターの今後の方向性を再検討する必要が生じました。ほかのデイサービスセンターの再編の見直しに併せて、当該施設の譲渡民営化も一旦保留とし、指定管理施設として市が維持を図りながら、今後の在宅介護サービスの在り方を検討したいと考えます。

上記の事由を考慮し、当該公の施設に係る長年の実績を踏まえた上で、公募によらず下呂市社会福祉協議会を特定指名するものです。

6番、指定管理者制度の導入についてということで資料を記載させていただいております。下呂市デイサービスセンターのやすらぎセンター四美の指定管理は、今回で8回目となります。過去7回の指定管理は、いずれも下呂市社会福祉協議会を指定管理者とするものとなっております。

7. 過去3年間の決算の推移につきまして資料を掲載させていただきました。御確認をお願いいたします。

8番、社会福祉協議会で運営しているデイサービスセンターの決算の推移を掲載させていただいております。資料につきまして、単位の記載がないことについておわびをさせていただきます。単位は1,000円単位での記載となっておりますので、よろしく願いをいたします。

あと、資料に掲載はございませんが、補足といたしまして、9月議会においてお認めいただいたやすらぎセンター四美の修繕工事の発注状況につきまして御報告をさせていただきます。

まず、修繕工事と備品購入、2つ予算計上させていただきました。修繕工事につきましては、2つの工事に分けて発注の準備をしております。まず、屋根のふき替えなどが大きなものとなる改修工事につきましてですが、開札日は12月6日でしたが、結果としては不調となっております。一般競争入札参加申出書の提出がなかったということで、入札自体が不調という形になってしまいました。

今後の方針でございますが、等級格付Bランクで出させていただきましたが、応札がなかったということですので、今後は等級格付のAランクでの入札の実施に向けて準備を進めさせていただいております。選定委員会につきましては、12月12日に予定がなされております。

入札日は、この準備段階からいきますと1月下旬か2月上旬ぐらいになるのかなというふうに

思っております。業者選定にちょっと時間がかかってしまっておりますので、どうしても年度内の完成というのが非常に厳しい状況になっております。また、その辺につきましての対応をしていきたいというふうに思っております。

もう一つの工事、管内の空調機器更新につきましては、開札日が12月6日で、結果としては協和設備様に落札をいただいております。こちらにつきましては、契約を締結、その後、工事のほうを順調に進めていきたいというふうに思っております。

あと備品購入といたしまして、介護用の入浴機器の購入も上げさせていただいております。こちらは開札日11月30日ですが、結果として不落となっております。

不落の理由といたしましては、判明している限りでは、新型コロナウイルスの流行に端を発した生産部品の原材料調達というのが予想以上に厳しい状況というようなことをお伺いもしております。そちらのほうの原因として製品の出荷、メーカーからの出荷というところが大変時間がかかる状況になってしまっているということで、うちが設定した納期までの納品を保障できないというような形で、ちょっと辞退というようなケースが多かったというふうに伺っております。

今後、諸手続を行いまして、次年度繰越という形で何とか物品の調達に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定についての説明を終了させていただきます。御審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（森 哲士君）

それでは、議第99号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島新吾君）

前回の議会でもこのことを少し報告を受けているんですが、本日の資料の中の3ページの5番の選定理由の中に、昨今の燃料費の高騰、それから職員の確保というこの2つが困難理由として書いてありますが、その後が一番大事なデイサービスセンターの今後の方向性、それから少し下りて介護サービスの在り方の今後ということで、本当に大きな重要な課題になっていると思います。そこら辺がどうなのかなど。まず原因として燃料費や今の状況だけの問題なのか、もっとほかにも原因があるんじゃないか。とりわけこの職員確保というのは、人材不足だけの問題ではないように思うんですよ、聞いておる話では。だから、そこら辺の原因がしっかりつかめていないと、今後の方向も出せないと思うんで、そこら辺の今の状況を教えてください。

○福祉部長（野村 穰君）

今回の社会福祉協議会が運営してみえるデイサービスの関係なんですけれども、いろいろと問題があります。人材不足とか燃料高騰ということもありますが、委員おっしゃるとおり、それ以外にも原因があるというふうに考えております。

社会福祉協議会さんのほうの給与水準の関係なんですけれども、処遇改善につきまして、満額実施は実施していなかったという状況があります。そういったところにつきましては、来年度以降、

満額実施していただけるようにこちらから申入れをしておりますし、ある程度の支援も必要じゃないかなというふうには考えております。

あと、デイサービスセンターとしていろいろと今ヒアリングをしているんですけども、細かなところでどうもうまくいっていないところがあります。ガバナンスといいましょうか、報・連・相といいましょうか、そういうところも見受けられますので、そういったところについてもきちんと是正していただくようお願いをしました。

また、社会福祉協議会全体として、どこもそうなんですけど経営が苦しくなっております。そういった場合に行政の場合ですと行政改革大綱ですとか、そういった方針をつくります。ところが今の下呂の社会福祉協議会にはちょっとそういうものがございませんので、法人として今後の改善の方向性を示すような指針をつくっていただくようお願いをしております。

社会福祉協議会は介護だけじゃなくて地域福祉の担い手として市として大切なところですので、インフォーマルないろんなサービスを担っていただいております。市としてもしっかり社会福祉協議会のほうは応援、支援してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員（中島新吾君）

あまりにもリアルな話はできないと思うんであれですけど、改善しなくてはいけない、社協さんのほうにそういう中身というのがあることは整理されていると思うんですけど、今までの市と社協との関わり方が、どっちかというところちょっと言葉が悪いけど丸投げみたいな格好になっていたと。それで市がもう任せきりみたいな格好になっていたのが今の現状の根本的なところにあると思いますので、この間の一般質問で吾郷さんがやったように、まさに地域ケアね、これからの。その主体なわけですから、医師会のほうとも連携してやっていかないかん、その主体であるべきですので、その点のリーダーはもう行政が取るしかありませんからね。そういう点では、ここにしっかり位置づけて、今部長が言われたようにガバナンスのことや経営指針の作成とか、こちら辺はやっぱり市が本気で腰を入れてやらないといけない課題だということで頑張ってくださいと思います。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしということで、以上、議第99号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第100号 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

〔「一括で」と呼ぶ者あり〕

すみません、失礼いたしました。

議第100号から112号まで一括にて説明をお願いいたします。

○総務部長（今瀬成行君）

私のほうから、まず趣旨について御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

す。

冒頭の市長の御挨拶の中にもありましたが、今回の議第100号から議第112号までの13議案につきまして、ほとんどが令和5年4月から地方公務員法の一部改正に伴いまして、定年が現行の60歳から段階的に65歳までに引き上げられることに伴い、市職員の関連する条例を整備するものでございます。

内容につきましては、とても複雑なところもありますし、後半のほうの議題は字句訂正ですとか、引用の法律の条文の適用が変わるということもありますので、13議案につきまして、提出させていただいております総務教育民生常任委員会の資料のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○総務課長（佐伯克典君）

それでは、委員会の資料の7ページを御覧ください。

7ページの上段部分から先に説明をさせていただきます。

議第100号から112号の議案につきましては、地方公務員法が改正され、令和5年4月1日から地方公務員の定年年齢が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、本市の定年や給与等に関する条例を整備するものです。

改正地方公務員法では、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、複雑多岐にわたる行政課題に的確に対応するため、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しながら、次世代へ知識、技術、ノウハウを継承することを目的としております。

本市におきましても、能力と意欲があり経験豊富な高齢期の職員を起用し、持続可能な行政運営ができるよう、今回の定年引上げを有効に活用していく予定であります。また、定年引上げの期間中の雇用と年金の受給への円滑な接続として、多様な働き方を提案していく予定でもございます。

次に、7ページの下段のほう、具体的な議案の説明に入らせていただきます。

市職員の定年等に関する条例の改正、議第100号です。

この改正の主な内容は大きく5点が上げられます。

まず1点目が、この(1)の部分でございます。定年を65歳へ段階的に引き上げることでございます。令和5年度から2年ごとに定年を1年ずつ引上げ、令和13年度からは全ての職員の定年が65歳となる予定でございます。

この下段の表を見ていただきますと、段階的な引上げの影響を受ける職員につきましては、昭和38年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた方が対象になりまして、対象者はこの表のとおりでございます。

次ページ、8ページを御覧ください。

(2)の部分です。大きな変更点の2点目になりますけれども、2点目は、役職定年制を導入す

るということでございます。

年齢は60歳、管理職手当が支給されている職員が対象ということでございます。ここにありま
す記載例のとおり、部長、課長は課長補佐級へ降任ということになります。役職定年に達してい
る職員を新たに管理職に任用することは以降できません。

管理職以外の職員については降任する予定はございません。具体的な例で申し上げますと、課
長補佐は60歳以降も課長補佐ということでございます。

次に、3点目の変更点ですけれども、(3)の部分になります。役職定年制の例外として特例任
用を設けるということでございます。

公務の運用に著しく支障を及ぼす場合に管理職として勤務させることができ、1年を超えない
範囲で任用期間を延長して最長3年間留任することが可能でございます。公務の運営に著しく支
障を及ぼすとは、例えば高度の知識や技能を必要とし、その職員でないと遂行できない、その職
員を降任させることで、その職の欠員補充が容易ではないなどが上げられますが、今のところ市
としてはこういった任用は見込んでおりません。

次に4点目です。(4)の部分です。

定年前再任用短時間勤務制度を創設するとともに、暫定的に現行の再任用制度を措置していく
こととするものでございます。60歳で退職した場合に、定年年度までの間の勤務体系として再任
用短時間勤務を選択でき、定年年度以降から65歳までの間の勤務体系として、現在の再任用制度
が暫定措置されることから、そういった選択もできることを可能とするものでございます。

60歳以降は生活スタイルに合わせた複数の働き方が選択できますので、その勤務体系について、
隣の9ページのイメージ図、こちらを御覧いただきながら以降の説明をお聞きいただきたいと思います。
います。

イメージ図のほうを御覧ください。

生年月日につきましては、段階的に引き上げられる定年の影響を受ける対象年齢を表しており
ます。60歳に到達をすると、定年までフルタイム勤務か、退職金を受給し再任用短時間勤務とす
るか、退職するかを選択することとなります。加えて部長、課長がフルタイム勤務の場合につい
ては、役職定年がありますので、課長補佐級に降任ということになります。その後、定年を迎え
65歳に到達するまでは、フルタイム勤務をしていた職員につきましては退職金を受給し、暫定再
任用のフルタイムか短時間勤務か退職を選択することとなります。定年前再任用短時間勤務をし
ていた職員は、暫定再任用のフルタイムか短時間勤務、退職を選択することとなるというもので
ございます。

ちょっと具体的な例で申し上げますと、このイメージ図の生年月日、昭和38年4月2日から昭
和39年4月1日までに生まれた方につきましては、その右へ行きますと、定年が61歳ということ
になります。このくくりの中を見ていただきますと、3つの選択肢があります。定年引上げによ
って61歳までフルタイムで働く場合、それから先ほども申し上げましたが、定年前再任用短時間
で勤務をする場合、この場合は退職金を受け取って週15.5時間から31時間、この中で短時間勤務

をしていただく。それから退職という選択肢もございます。

退職を迎えて以降の話です。62歳から65歳はどういった働き方があるのというのが、この定年後という中に示してございます。

フルタイムで定年まで働いた方は、一旦ここで退職金を受け取っていただいて、暫定の再任用制度でフルタイムを選択するのか、短時間勤務を選択するのかということと、あと退職をするのかという選択肢がございます。定年前再任用の短時間で勤務していただいた方も同様に暫定再任用のフルタイムか短時間、そういったことを選択できるというものでございます。

5点目は、この9ページの一番下に書いてある(5)に係る部分です。60歳以後の働き方の情報共有と任用に対する意識確認を行うこととでございます。

60歳以後、複数の働き方が選択できること、貴重な人材を行政運営に生かすことから、職員が59歳に達する年度に60歳以後の勤務の意思を確認するというものでございます。

次ページ、10ページを御覧ください。

市職員の給与に関する条例の改正、議第101号でございます。

この改正の主な内容は、60歳到達以後の給料月額を定めることとでございます。

資料の(1)は60歳到達後の職員の給料について、60歳到達時の給料月額の7割とするものでございます。ここには課長補佐の例を示しております。60歳で5級82号、39万300円を受給していた方につきましては、その7割、27万3,200円が60歳以降の月額給与になりますよということとでございます。

次にその下、(2)は役職定年により降任する職員、部長、課長について、降任後の課長補佐級の給料月額の7割に降任前の管理職の給料月額の7割から、降任後の課長補佐級の月額給料の7割を差し引いた額を加算し、降任後の月額給料とするというものでございます。

この表を見ていただきますと、部長の例でいきますと7級33号、42万7,300円、これが課長補佐に降任しますと、これは規則によって5級41号と、36万5,500円の7割ということとで25万5,900円ということになります。ここで上段の課長補佐と比べていただきますと逆転現象が起こります。これを解消するという意味において、この調整額というもので上乗せをしていくというものでございます。

現に部長職のときの7割、29万9,100円から課長補佐級に降任したときの7割相当の25万5,900円を差し引いた4万3,200円、これを調整額として7割水準のところの上乗せをして29万9,100円という月額として給料を決定していくよということとでございます。

次に、資料の(3)の部分でございますけれども、定年前再任用短時間勤務が導入されることに伴い、現行の再任用職員の給料表を定年前再任用短時間勤務職員の給料表とするよということとでございます。

次に資料ページ、11ページを御覧ください。

市職員の降給に関する条例の制定、こちらは制定ということになります。議第102号関係でございます。

こちらにつきましては、役職定年制の導入によりまして職員の意に反して降任させることとなるため、こういった条例を制定するものでございます。

それから降任により降給が生じますので、降給の種類を降格と降号、それぞれの事由をここで定めるといふことと、あと役職定年60歳到達時の給料月額も7割とするといふことも、この降給に含むといふものを制定するものでございます。

次にその下ですけれども、市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正、議第103号関係でございます。

60歳到達日以後、給料月額が7割となることから、降給前の懲戒処分により、降給後に実際支給される給料月額が減額されるケースも想定できることから、処分発令日の給料月額を減給額の対象とし、この額が実際支給される給料月額の5分の1を超える場合は、実際に支給される給料月額の5分の1とするといふことを規定するものでございます。

次、12ページを御覧ください。

こちらにつきましては、先ほど総務部長が申し上げましたとおり、字句、それから引用条文の改正というところが主なところになります。

まず議第104号から108号につきましては、地方公務員法の改正により、引用条文が第28条の4関係から第22条の4関係に、それから「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めること、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして経過措置をしていくことが主な内容でございます。

次に、議第109号から111号に関しましては、役職定年制の例外として設けます特例任用の管理職について、育児休業が取得できない、公益法人等へ派遣できない、外国の地方公共団体等へ派遣できないことを定めることが主な内容でございます。

あと資料ページの12ページの一番最下段の部分ですけれども、議第112号関係、市職員の再任用に関する条例の廃止に関してでございます。

定年前再任用短時間職員の任用につきまして、定年等に関する条例第21条に定めること、それから暫定再任用については経過措置をされることから、地方公務員法の改正に合わせて、この条例を廃止するものでございます。

ちょっと走って説明をしましたが、説明は以上でございます。御審査のほどよろしく願いたします。

○委員長（森 哲士君）

今、議第100号から112号まで一括の説明でありましたので、質疑についても一括での質疑でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ということで、一括の質疑ということで議第100号から112号までについて質疑はありますか。

○委員（中島新吾君）

物すごいボリュームですよ。勉強しようにも難しいことがいっぱい出てくるし、もう本当に。

それで、一番ポイントは、下呂市が去年つくりました定員適正化計画で新人を増やしていかないとこの後が続かんからということで、定年が遅ればその人たちが増えるということで、定数条例がありますよね、下呂市には。そうすると増えることになりますよね。新人の採用を抑えるようなことがあってはいけないと思うんで、増えてでも仕組みづくりはしないといかんと思うんですが、まずその点。

それから、今までの再任用だと、ある意味嘱託みたいに65まではおられるよというような格好だったんですけど、これからは定数内になるんですよね、1年ずつ延びていく部分で。だから、そこら辺の職員のモチベーションというんですか、やる気というんですか、もうすこんと7割に給料が下がるというのは今までと一緒やもんで、そこら辺の職員のモチベーションがどれだけ維持できるか。これは初めてやることで、全国的に同じレベルでやるのでなおさらやと思うんですけど、そこら辺のことについてどう考えておられるか。

それから、昨日の市長の本会議で答弁の中で、経験の豊富な職員を単にそういう形で定年延長の中で再任用ということよりも、監督官とか理事みたいな形で能力を発揮してもらうような仕組みもと言われましたけど、この条例の改正の中でどこにはまるのか、そういうことができるのか、特例任用は考えていないというふうにさっき説明がありましたので、そこら辺のことはどうなのかということ。そういう活用の仕方というのは非常にいいことやと思うので、ぜひそこら辺の中身を教えてください。

そしてもう一つは、やっぱり高齢になっていくと労働災害、これの発生率というのはどうしても高くなるんですよね。とりわけ現業の職員の方にとったら危険性は拡大するわけですので、そこへの対応というのは必ず必要じゃないかと。取りあえずこの4つをお聞きます。

○総務課長（佐伯克典君）

御質問ありがとうございます。

まず1点目の仕組みづくりといったところの話だったと思うんですが、定員適正化に向けて、それから行政の持続的な運営に向けて年齢構成に配慮した新規採用職員、これはぜひ採っていかねばいけないということで、一生懸命今採っておるところです。

もちろん今の条例定数は663ということで、その範囲内で現行の定員適正化計画を見ながら、しっかり定年後の方の人材も活用しながら、新規職員もしっかり採用していくということで進めてまいりたいというふうに思っております。

2点目の質問ですけれども、定員に含まれますのはフルタイムの職員ということになりますので、短時間勤務の職員につきましては、これは定員外ということになります。ただ、定年を迎えるまでフルタイムで働く人というのは定員の中に入りますので、定員適正化の人数の中でしっかり管理をしていくということです。

あと職員のモチベーションというところですが、やはりいろんな知識を有しておりますし、そういったことを下の職員にも伝えていただく重要な人材ということになるかと思えます。そういった方にも、先ほどもちょっと説明しましたけれども、59歳のときにどういう働き方をす

るのか、どういう分野が得意分野なのか、また経験してきたのか、そういったことも調査をしますので、そういうことも含めた上で人員配置をしてモチベーションを持ち続けていただきたい。もちろん健康の問題とかもございますので、そういったことも毎年毎年管理しながらモチベーションが落ちないように、職場の中にうまくなじんでいただけるように配慮していく必要があるのかなということを思っております。

それから3点目は、ちょっと私のほうからは何ともお答えできませんので、4点目の労災の関係ですね。公務災害の関係ですけれども、もちろんこちらのほうも、業務を限定するというわけにはいきませんが、年齢に応じた形の業務、そういったものにも注視しながら人員配置をしていく、適材適所で配置をしていくということを考えながら向かっていきたいですし、もちろん何かあった場合は公務災害の補償がしっかりとありますので、そういうことで向かっていきたいというふうに思っております。以上です。

○総務部長（今瀬成行君）

先ほど総務課長が御答弁できなかった能力の発揮できる、先日市長が一般質問の中でもお答えしたのですが、取りあえず特例任用という形では、役職ということは今考えてはおりませんが、それぞれの専門性や経験を生かして専門員というような立場で新人教育や対外的な交渉事、そういうようなところとかを積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

1人で1つの仕事ではなくて、新人とペアで一緒に仕事をしていただいて、行政の仕事をしっかり教えていただけるようなことも今模索をしております。そういうことを役職定年を迎えた職員の方に、しっかり今までの経験を全て伝えていただけるようなポジションを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○市長（山内 登君）

そういうこともあるんですけども、これ、課長補佐級に降格するわけですよ、管理監督職がね。僕らがいた県とか、あちらは、所属長級は外郭団体へ出るか、民間へ出ちゃうんですよ、残らないんですよ。同じようなポストにいた人は、同じようなポストで再任用で就職ができると。ということは、下の人にしてみたら、今の市役所がそうなんですよ。課長補佐級で昨日まで部長でしておった人が座ってみえる。そんなの使えるわけがないし、その人もモチベーションが上がらない。

そういうことから考えると、この三角形のピラミッドの枠から出して、その方に今の新人教育も含めて、また特別な専門技能を有するような案件を担っていただくとか、そういうふうにしてあげたほうが、お互いに職場環境がよくなるんじゃないでしょうかということを僕は今市のほうには提案をして、そういうようなことができないかということですので、定員の定数の中には当然入ってくる場合もあるでしょうし、今、定数条例の中の定数の663よりも少ないところがありますんで、新人はもう当然計画どおり採っていくということと、そういう方々をどのようにして処遇してくるかというのは今後のまた課題ですけども、一応県とか県警のやり方も参考にして、ちょっと今研究をしていただいておりますということですので、そのように御理解いただければと思

います。

○委員（中島新吾君）

今の市長の説明でよく分かるんですけど、大いにそこら辺の経験は生かしていただきたいと。ただ、さっきの説明の中で特例任用は見込んでいませんとはっきり書いてあったもので、あれ、ずれがあるなというふうに思ったのでさっきああいう質問をしました。

それから、全国的な労働組合がアンケートを取ったら、定年後も同じように働きたいという人は24%、それから短時間ならというのが23%と、こういうレベルですよ。ところが、非常にえっと思ったのが、保育士とか看護師さんが定年後もどうですかというアンケートに対して非常に低いんですよ。6%とか10%を切っておるんですよ。一番欲しいところでしょう。だから、そういう点では、そういうところにもぜひ視点を持って、その人たちも働いていただけるような状況、これをぜひ考えてください。

それで、その意味でさっき言ったように60歳以上の再任用の職員の健康管理やとか、労働災害が起きないような対策、先ほど課長は部署を考えるとと言われていましたけど、やっぱり保健指導やとか研修やとか、安全装置のことだとか、いろんなそういう温かい形の対策というのにも必要だと思いますので、そこもぜひ検討してください。以上。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（中島達也君）

関連なんですけど、今の時代は70代働き盛りと言われる中で、いい制度だと思います。令和13年度から完全65歳定年になるということで、やっぱり毎年こういうふうに執行部と対峙していて、あの優秀な部長がまた3月で退職かというような、もったいないなという、正直見ていた中で、ああ、いい制度になるんやなと思いました。

特にこの間、農林部へちょっとお邪魔したときに、近々に退職した部長さんが3人机に座ってみえるんですね。県のほうからも派遣されておると。いかに林政にける思いというか、ひしひしと感じてきたんですが、そういうことで、要は豊富な知識とか経験ということ、僕は百戦錬磨というような表現を使いたいんですが、特にこういう人を、今確かに通常業務で追われる中で、要は市長なり、一つの部としての戦略的な仕事ってあると思うんです。

この前、僕は一般質問のこういう中で、市長にはシンクタンク的な集団というか、塊というか、今下呂市が本当に直面している問題、例えば人口減対策だとか、そういう研究なりをやっていたくような組織を今後つくれば、相当の戦力になるんじゃないかなと思います。

1つの通常業務の中で、幾ら優秀な部長、課長さんが見えても、やっぱり大きな課題というのは別個で、市長の諮問機関みたいな形で運用できたらいいんじゃないかなというふうに思っています。思いでいい制度やなど。

特に年金支給の問題もありますので、定年が延長されるということは、60代なんて本当に若いですよ。僕から見れば本当に何と申しますか、僕らも早70を超えた人間としては、まだまだ

働いてもらわな困るというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。以上です。

○副市長（田口広宣君）

今お話があったように、林務課では昨年まで部長だった方に急遽お願いして来てもらっています。実際やっていただくのは、交渉事なんかはやっぱり得意だということで、そういう部分を担ってもらっています。

また、振興事務所のほうも旧の町村単位でいうと、例えば馬瀬村なんかも出身者が今ずうっと採用がないというようなことで、馬瀬の本当に地名も知らないような職員を配置するという事になっているんですけれども、そうしたところに経験豊かな方が行っていただければ、いろんな面でいろんな地域のことを知っていますので、やはり住民の方も相談へ行けば大体その人で話がついてしまうということもありますので、そうした経験とかをしっかりと生かしながら働いていただくということをまた進めていきたいと思っています。

○委員長（森 哲士君）

ほか、質疑はありませんか。

○総務課長（佐伯克典君）

やはり優秀な部長さんがお見えになって統率力を持っていただくというのはすごくいいことですし、ただ、それを長く続けることもできませんので、やっぱり若い職員がどんどん育っていくような、そういった環境も必要かと人事サイドとしては考えております。

それとあと、実際に退職される方のアンケート結果でいいますと、先ほど中島新吾委員もおっしゃいましたけれども、市でいくとフルタイムは2割、短時間が3割、5割の方は退職を考えているという実情でございます。現在の再任用の方も、退職者に対して5割が再任用されておるといふ現状もあります。やはり60歳以降、いろいろ職員の方も生活スタイルをどうしていこうとかという思いの中で、なかなか無理強いすることも難しいものですから、そこら辺も意思を確認しながら、どういう活用が一番望ましいのかということも考えながら、やはり進めていく必要があるというふうに感じておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（森 哲士君）

ほか、質疑ありませんか。

○委員（尾里集務君）

すみません、ちょっとまだ理解ができてないものですから、1点だけ教えてください。

この9ページの表の中で、昭和43年4月1日までの人というところの中で、その以後、43年4月2日からの人というのは、もう完全に65歳の定年ということだと思んですが、やはり以後の人たちも今職員になっているわけなんです、自分もう60歳で定年をするつもりだったというような思いの方も見えるのかなということをおもうんですが、それはもう強制的に65の定年ということでもいいんですか。

○総務課長（佐伯克典君）

そこはやはり自己判断ということになりますので、60歳で定年をしたい人は60歳で定年をして、

定年前の短時間勤務でやりたいですよという人も見えるでしょうし、62までは頑張ってきたけど、来年以降はちょっと体がえらいわという人は、そこで退職されてもう完全に退職するとか、定年前再任用で例えば1年空けて64の1年間だけ頑張ってみようかとか、そういういろんな働き方がありますので、決して65まで絶対おれよということではございませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員（尾里集務君）

そうなりますと、退職金というのは、65歳だったらたくさんもらえるけど、もう途中で61で辞めたいという人は少ないということではないですか。

○総務課長（佐伯克典君）

60歳のときの月例給を基本に算定をし、あと以降延びる降任になった分も算定に入れながら、なるべく不利益が生じないような形で退職金というのは算定されて支給されます。

あと、定年前の短時間勤務になる場合は、退職金を受けられてそういう勤務に就きますので、そういったことで御理解をいただければと思います。

○委員（尾里集務君）

はい、分かりました。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、議第100号から議第112号については質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第113号 下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）

それでは、議案書の213ページを御覧ください。

議第113号 下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出でございます。

提案理由でございます。社会状況の変化により連帯保証人の確保が困難となっていることから、下呂市市営住宅等の設置の目的を踏まえ、連帯保証人を確保できず入居できないといった事態を生じさせないよう、当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案書216ページを御覧ください。

条例要綱で御説明いたします。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。
2. 概要は、(1)連帯保証人を削除し、緊急連絡先及び身元引受人を加えます。第1条による改正中第12条、第2条による改正中第9条、第3条による改正中第9条関係でございます。

(2)この条例は、令和5年1月1日から施行します。附則関係でございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

議第113号について、何か質疑はありませんか。

○委員（中島達也君）

1つだけ確認します。

今、説明された概要の中で、緊急連絡先及び身元引受人ですか、これは親族でなくてもいいという解釈でいいですか、それだけ。

○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）

親族、家族等でなくても大丈夫というか、そこにはこだわっておるものではございません。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（田中副武君）

1点だけ。

連帯保証人という部分と、これが緊急連絡先、身元引受人ということであるという、いろいろこういう相談もいただいておりますので、大変ありがたいかなあと。それで、もしかして入居されてみえた方が、やはり生活的な困窮であったりとか、いろんな理由で家賃が支払えなかった場合はどういうふうになる。

○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）

連帯保証人でありますと、その入居者、債務者と同等の債務を負うことになるので、今までは連帯保証人の方に求めることができた状況にあります。ただ、下呂市におきましては、過去5年間調査をしておりますが、連帯保証人にその債務を請求した事例はございません。

今後ですが、連帯保証人を求めないという状況になりますので、債務については本人に請求すべきもので、滞納が発生した場合には、本人にだけ請求ということになりますので、今の滞納がある状況では本人と接触できておるものばかりですので、分納誓約を取りつけるですとか、債権管理室と連携を取りまして債務について管理をしておるといった状況です。以上です。

○市長（山内 登君）

これは新聞にも出ていますが、国からの要請があつて市営住宅の本来の目的にこういう制約があつて、それでなかなか入れない方、生活困窮者の方とか、入れない方とか、そういう方を何とかお救いするような方法で、もう少し柔軟に対応しなさいというような趣旨で国のほうから要請があつたと僕は承知しております。それがなかなか進んでいなかったということもあつて、我々特に旧下呂町の場合はいろんな方々がこちらのほうで仕事をさせていただいておりますと、やっぱり身元引受人とかがないとかということもありますし、今までもそういうときがあつたときには、市長の特例ということで連帯保証人がなくても入っていただいたケースもあつたようですので、この際、こういうふうな法の趣旨にのっとりて改正していきたいということでございますので、

よろしく申し上げます。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上、議第113号については質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について御説明をお願いいたします。

○市民サービス課長（山中明美君）

それでは、議案書の221ページをお願いいたします。

議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年11月30日提出でございます。

提案理由でございます。

ゼロ歳から高校生世代まで切れ目のない医療費助成を行い、安心して子育てができる環境を整えるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

223ページ、条例要綱をお願いいたします。

改正理由につきましては、提案理由で申し上げたとおりです。

概要でございます。

(1) 子供の福祉医療費対象年齢を「15歳」から「18歳」に改正します。第2条関係です。

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。附則関係でございます。

制度の詳細について御説明させていただきますので、委員会資料の15ページをお願いいたします。

令和5年度より対象を高校生世代まで拡大し助成をいたします。

下呂市では、現在、子供の医療費について中学校修了（15歳に達する年度末）まで助成を行っていますが、このたびの条例の一部を改正し、令和5年4月1日より助成対象を高校生世代（18歳に達する年度末）まで拡大をいたします。高校生世代は進学に伴う授業料負担、交通費など家計への負担が増加することから、下呂市で安心して子育てができるような環境を整えるため、ゼロ歳から高校卒業まで切れ目のない医療費助成による経済的支援を行うものでございます。

2. 実施に向けてのスケジュールですが、4月から医療費助成を受けていただくために、今回の12月議会において条例改正及びシステム改修などの準備経費について補正予算を計上、3月議会において新年度予算を計上させていただきます。対象の方へは3月の下旬に案内などを送付いたします。4月中旬に申請を受付して受給者証を交付させていただきます。

3. 助成対象、内容につきましては、助成対象者は年齢区切りで18歳に到達する年度末までといたします。732人の見込みは9月の住民登録者を基礎としております。

助成内容は、入院・外来両方を対象とし、自己負担額や所得制限のほうは設けません。受給者

が医療機関へ受給者証を提出していただくことで窓口無料となります。

事業経費（予算見込み）のほうでございますが、4年度は準備経費として109万3,000円を12月補正に計上しております。

5年度については医療費が1,773万円、その他審査支払手数料などの事務経費を合わせまして1,918万4,000円の見込みでございます。

1人当たり医療費につきましては、下呂市国民健康保険加入者や県内の自治体の決算額を参考として約2万4,200円と試算をいたしました。

次のページの参考資料は令和4年度現在の福祉医療制度の概要、7月末現在の制度別受給者数でございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

議第115号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（飯塚英夫君）

1点だけ確認させていただきます。

大変評価できる事業ということで、市民の皆さん、喜んでいる方もたくさんいらっしゃると思います。

それで1点だけ確認したいんですけれども、所得制限も何もない、対象者見込みは732人という見込みが立っておるわけですが、このスケジュールによりますと、3月下旬に案内を出して申請書を出してもらおうと。それから4月中に受給者証を交付すると。この年度末の忙しいとき、また年度始めの忙しいときにこういったものが毎年毎年要るのか、一方的に送りつけるような制度にはならないものかお尋ねします。

○市民サービス課長（山中明美君）

この対象者732名は、現在中学3年生から高校2年生までですね、新年度で高校生になる3学年の方になりますので、今年度準備の段階では3年分の方ということになります。

申請につきましては、4月中にさせていただきますと4月1日から遡って制度の助成を受けていただけるということですので、早く来ていただければいいんですけれども、もし都合で少し申請が遅れても月内に来ていただければ助成は受けていただけますので、その間の領収書を取っておいていただいて、償還払いということで御対応させていただけると考えます。

あと、毎年継続して御案内をするというところでございますけれども、まず未就学児については県の事業ですので、その方々が小学校1年生に上がる段階では、現在も小学校入学のタイミングで新しい受給者証と交換をさせていただき、申請をさせていただくということになっております。そのときには保険証の確認ですとか、そういうことが必要になりますので、御足労ですけど受け取っていただくためにはそのような対応をしております。継続してこの次は小学校1年生と高校1年生のタイミングで申請をしていただくような形を考えております。以上でございます。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（尾里集務君）

私もまさに今年卒業ですのでありがたい話だと思いますけれども、1点だけちょっと確認したいんですが、高校生ですと、やはりひょっとして市外の高校へ行かれるという方も見えると思います。家から通う分には下呂市の住所だと思うんですが、住所も移して市外へ行った場合には、対象にならないということでもよろしかったでしょうか。

○市民サービス課長（山中明美君）

住民票のほうを移させますとやはり対象外になろうかと思いますが、例えば高校生の方ですと、1人で住民票を移されるということはあまりないのかなと思っております。生活の本拠地というのは実家にいらして親さんの扶養を受けていらっしゃるということで、あまり寮などに1人で移されるケースは想定がないのかなと思いますので、住所地であれば受けていただけたと思います。

あとは例えば県外の医療費につきましては、受給者証を提示されても窓口無料にはなりません。先ほど申し上げたように、領収書を持っていただいて償還払いということで御対応させていただきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

○副委員長（鷲見昌己君）

1点教えてください。

これ、本当に皆さんが言われるようにいい制度で、皆さん喜ばれると思います。

そういう中で、過去にこのような議論が幾つかされていたときにちょっと心配したのは、国からの交付金というか、国庫からの、それが削減されるからできないんだというような前答弁があったと思うんですが、この辺、今後財源の確保という意味でどうなのかということと、これは市長が再三、近隣の市町村を含めてきちっと比較をして、見劣りしないようにというようにしていくというような話もありましたが、それが一番の今回決断に至った理由なのか、その辺、分かれば教えてください。

○市民サービス課長（山中明美君）

国保会計への繰出金につきましては、この資料の中にでも70万6,000円ということで見込みを立てておりますけれども、医療費助成制度によりまして、早期に受診をするということで病気などの重症化の予防ができるという面もありますけれども、一方、安易に受診をされるということで医療費の高騰を招く原因ともされております。

国民健康保険の方については、療養費の50%を保険料、それから残りの50%を公費負担で賄っておりますけれども、そのうちの国庫負担金の部分で医療費助成に伴う波及増ですね、かかりやすいということで医療費がどうしても増えてしまうという部分について、公費の負担金、国庫のほうを、減額率32%になりますけれども、されることになります。その減額分は国保会計で負担

するのではなくて、一般会計から補填するものになっておりまして、現在、ほかの制度ですね、未就学児については減額調整の措置から対象となっておりますけれども、小・中学生や重度の方、それからひとり親の医療については一般会計から繰り出しをするということで予算計上をさせていただいております。

○市長（山内 登君）

これは私の選挙のマニフェストを御覧いただければいいと思うんですけど、これは公約です。これはもう3年、4年前からほかの市町でもやっていて、やっぱり子育てでここに下呂で子供をしっかりと育てていただくためには、僕は医療費というのは大事な部分だと思っています。あとはやっぱり財政措置をどうするかということで3年かかったんですけども、ここはそこもしっかりと検討しながら財源をしっかりと確保するような方法をひねり出した上で今やっておりますので、さっきおっしゃったように、じゃあほかのところへやっていたら住民票を向こうへ持って行って、向こうでそういうふうになっちゃうケースも逆に言えば出てくるわけですし、今近隣もそういう動きが大分出てきておりますので、我々もそこはちゃんと負けないように、勝つ負けるではないんですが、やはり市民のために、ちょっとここは頑張っってやっていきたいと思っています。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

議第115号について質疑を打ち切りいたします。

それでは続きまして、議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について御説明をお願いいたします。

○財務課長（小澤和博君）

議案書は237ページになります。

議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について説明申し上げます。

令和4年度一般会計から令和4年度下水道事業会計へ4,118万2,000円、基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により議決を求めるものです。

下水道施設は市民生活に欠かせないライフライン施設で、市民サービスの安定的な供給は行政の責務です。12月定例会提出議案議第127号で下水道事業会計の補正予算を提出させていただいており、そのうち下水道施設の電気料の高騰による電気料金4,117万4,000円及び企業債元金償還金不足分の2万1,000円の増額補正によって、料金収入等の全ての収入を充てても経常損失が見込まれることから、必要な費用として4,118万2,000円を基準外として繰り出しするものです。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

それでは、議第119号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○副委員長（鷲見昌己君）

これは当然財源が不足するという事で繰り出しは普通かと思いますが、維持管理等と書いてあるんですが、前にも質問したと思うんですが、維持管理、来年度に向けて改善の努力をされているのか、この辺何かされているのか、分かれば教えてください。

○環境水道部次長（今村正直君）

ちょうど今予算編成時期ということもありまして、来年度維持管理の見直すところは見直すというところで、ちょっと具体的に今資料を持ち合わせておりませんので、何がどう変わるというのはちょっとここでは御説明ができませんが、当然現実合った見直すべきものは見直すというところで進めておるところです。以上です。

○副委員長（鷲見昌己君）

やはりこの維持管理とか、見直すべきはきちっと見直しながらやっていかないと、自分たちが努力する部分も非常に大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で、議第119号について質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、休憩をいたします。再開は11時10分といたしますので、よろしくお願いします。

午前11時00分 休憩

午前11時07分 再開

○委員長（森 哲士君）

再開します。

それでは、当委員会に審査を付託されました議第98号から議第113号までの16議案と、議第115号及び議第119号の合わせて18議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

討論なしといたします。

それでは、以上で議第98号から議第113号までの16議案と、議第115号、議第119号の合わせて18議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了いたしましたので、ただいまから採決を行います。

議第98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第98号については、全会一致で可決すべきものと決しました。
続きまして、議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第99号については、全会一致で可決すべきものと決しました。
続きまして、議第100号 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第100号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議第101号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第101号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議第102号 下呂市職員の降給に関する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第102号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議第103号 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第103号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議第104号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第104号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次、議第105号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第105号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第106号 下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第106号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第107号 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第107号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第108号 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第108号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第109号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第109号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第110号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第110号につきましては、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第111号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第111号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第112号 下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第112号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第113号 下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第113号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第115号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第119号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前11時15分 終了